



ごみ処理手数料を改定 指定ごみ袋が新しくなります

ごみ処理手数料を1ℓ当たり
2円から3円に改定します

市では、ごみの排出抑制と排出量に応じた費用負担を目的に、平成16年10月から「家庭ごみの有料化」を開始しました。手数料はごみ処理にかかる経費（原価）の3分の1を排出者の負担としています。
開始当初は1ℓ当たり2円でしたが、平成19年度以降は3円を超えており、現在まで据え置いています。しかし、近年の人員費上昇や物価高騰などにより、ごみの収集運搬や施設の維持管理にかかる費用が増加し、手数料の改定が必要となりました。
今後もごみ処理を安定的に実施するためにも、ご理解とご協力をお願いします。

新しい指定ごみ袋の金額

種類	1枚		1袋 5枚入り	
	容量	金額	容量	金額
新しい指定ごみ袋 (青色)	5ℓ	15円	5ℓ	75円
	10ℓ	30円	10ℓ	150円
	20ℓ	60円	20ℓ	300円
	30ℓ	90円	30ℓ	450円
	40ℓ	120円	40ℓ	600円
新しいごみ処理券		100円		
		200円		

旧指定ごみ袋を使用する場合は
差額券が必要です

10月1日以降に旧指定ごみ袋（赤色）や旧ごみ処理券を使用する場合、種類に応じて「差額券」を貼る必要があります。

指定ごみ袋用 差額券



ごみ処理券用 差額券



新しい指定ごみ袋、ごみ処理券と差額券は
9月11日(水)から販売開始します

新しい指定ごみ袋の色は「青」です。9月11日(水)から、指定ごみ袋取扱店で順次販売を開始します。

旧指定ごみ袋を使用する場合に必要な差額券

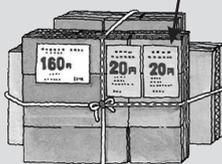
対象	差額券の種類	金額 (ごみ処理券は枚数)
旧指定ごみ袋 (赤色)	5ℓ用	5円
	10ℓ用	10円
	20ℓ用	20円
	30ℓ用	30円
	40ℓ用	40円
旧ごみ処理券	80円	1枚
	160円	2枚

旧指定ごみ袋を使用する際の注意点

- 旧指定ごみ袋（赤色）は1枚につき、袋の容量に応じた差額券1枚を見える位置に貼ってください
- 旧ごみ処理券には、20円券を見える位置に貼ってください。80円券には1枚、160円券には2枚必要です
- 10月1日以降、旧指定ごみ袋（赤色）や旧ごみ処理券に正しい差額券が貼っていない場合は、収集できません
- 差額券の使用期限はありません。旧指定ごみ袋（赤色）や旧ごみ処理券、差額券が余っても返品できませんので、使用する分だけ購入してください
- 新しい指定ごみ袋（青色）や新しいごみ処理券を9月中に使用した場合でも収集しますが、返金することはできません

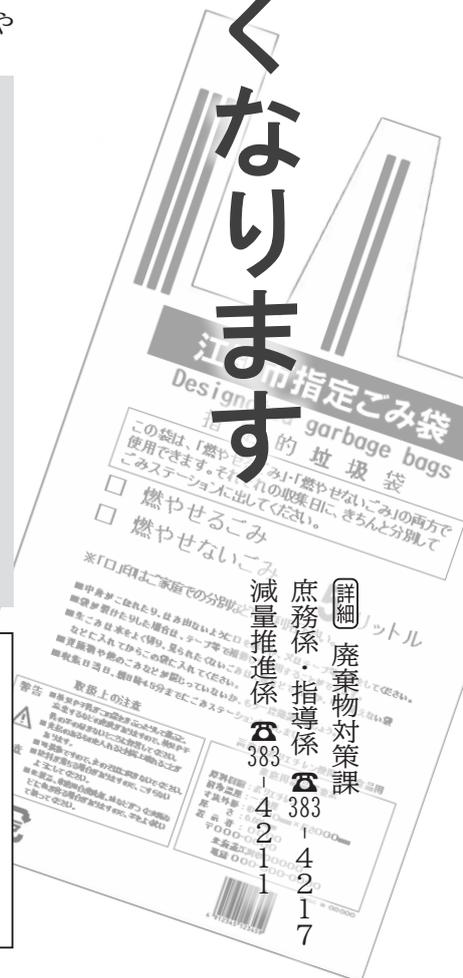


見える位置に貼りましょう



動物による被害を防ぐために

収集できないごみ袋がごみステーションにたまるとごみ袋があふれ、動物被害の原因となります。10月1日以降、旧指定ごみ袋（赤色）は差額券が貼っていないと収集できません。ごみステーションを利用している皆さんでルールを守り、清潔に保ちましょう。



ペットボトル収集日が 月3回になります



「燃やせないごみ」の収集日を月2回から月1回に変更し、「ペットボトル」専用の収集日を月1回新設します。

「資源物・危険ごみ」の収集回数は、これまでどおり月2回で、品目（ペットボトル、びん・缶、白色トレイ、紙パック）に変更はありません。「資源物・危険ごみ」の収集日にペットボトルも出せるため、ペットボトルの収集は新設する専用の収集日と合わせて、月3回になります。ペットボトル専用の収集日に使用する収

集車は、「資源物・危険ごみ」を収集する車と異なるため、ペットボトルしか積載できません。ペットボトル以外のごみを出さないでください。

3月に燃やせないごみを特別収集します

令和7年3月29日(土)に市内全域で「燃やせないごみ」の特別収集を行います。「燃やせないごみ」の収集日を月1回にすることから、引越しごみを出せない地区があるためです。改めてご案内します。

新しい収集日カレンダーと 分別の手引きを配布します

9月上旬から順次、新しい収集日カレンダーと分別の手引きを全戸配布します。10月1日からの変更点は、分別の手引きにも掲載しています。



収集する曜日が変わります

お住まいの地区の収集曜日が変わります。詳細は配布されたカレンダーでご確認ください。

収集日の変更に伴い、カレンダー番号が今までの番号と異なる地区があります。配布されたカレンダーでお住まいの地区名とカレンダー番号をご確認ください。

9月中旬に配布を完了する予定です。9月末までに配布されていない場合は、廃棄物対策課減量推進係(☎ 383-4211)にお問い合わせください。

以下の市内公共施設でも配布しています。お近くの施設でお受け取りください。

配布施設

市役所本庁舎(案内窓口) / 水道庁舎 / 市大麻出張所 / 公民館 / 地区センター / 区画整理記念会館 / 環境事務所(廃棄物対策課)

紙おむつなどの無料収集を 開始します



紙おむつなどは、中身が紙おむつであることが確認できる「透明」または「半透明」の袋に入れて、「燃やせるごみ」の日に出してください。なお、ピンクや青などの防臭袋の場合も、中身がおむつであると確認できれば収集します。

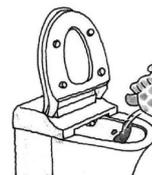
無料収集に該当しないものや、無料収集を利用しない場合は、これまでと同様に指定ごみ袋に入れて、「燃やせるごみ」の日に出してください。

○ 無料収集するもの

- ・紙おむつ
- ・尿取りパッド
- ・おしり拭き

× 無料収集しないもの

- ・ストマ用品
- ・生理用品
- ・ペット用品 など



汚物はできる限り、取り除いてください



※「子育て・介護・障がい」区分を対象にした指定ごみ袋の支給(引換券)は、紙おむつなどの無料収集開始に伴い、終了します。お手元にある引換券は、新しい指定ごみ袋に引き換えます

公共施設での古着・古布・ 小型家電の回収を終了します

自治会の集団資源回収や民間での回収が進んでいるため、公共施設での回収を終了します。今後は、集団資源回収や民間での回収をご利用ください。

小型家電のバッテリー(充電電池)の扱いにご注意を

小型家電は、「燃やせないごみ」の日に出してください。小型家電にバッテリー(充電電池)が取り付けられたままだと、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因となります。バッテリー(充電電池)は小型家電から取り外し、「危険ごみ」の日に出してください。



バッテリー(充電電池)を外せない小型家電は指定ごみ袋に入れ、「バッテリー付き」と貼り紙をして「燃やせないごみ」の日に出してください。



加熱式たばこや電子たばこは「危険ごみ」の日

加熱式たばこや電子たばこはリチウムイオン電池を外さずに、「危険ごみ」の日に出してください。

